



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次 (*については県例規集掲載事項) (取扱課室名) ページ

○ 規則

*30 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規則 (障害福祉課)..... 2

○ 教育委員会規則

*8 へき地手当及びへき地手当に準ずる手当に関する規則の一部を改正する規則 3

○ 告示

271 令和元年度遠隔地居住滞納者に対する調査業務委託に係る一般競争入札に参加する者に
必要な資格等 (税務課)..... 4

272 特定非営利活動法人の定款変更認証の申請 (県民生活課)..... 6

273 " (")..... 6

274 県営土地改良事業計画の決定 (農業農村整備課)..... 7

275 " (")..... 7

276 保安林の指定施業要件の変更 (森林整備課)..... 8

277 " (")..... 8

278 特定第2号漁業者の同意成立の届出 (水産振興課)..... 9

279 さんご漁業の許可又は起業の認可をする数の最高限度及び許可又は起業の認可の申請を
すべき期間 (資源管理課)..... 9

280 地籍調査の成果の認証 (用地対策課)..... 9

281 " (")..... 10

282 " (")..... 10

283 " (")..... 10

284 " (")..... 11

285 " (")..... 11

286 " (")..... 12

287 " (")..... 12

288 " (")..... 12

289 " (")..... 13

290 " (")..... 13

291 " (")..... 13

292 " (")..... 14

293 " (")..... 14

294 " (")..... 15

295 " (")..... 15

296 " (")..... 15

297 道路の区域変更 (道路保全課)..... 16

298 自転車歩行者専用道路の指定 (")..... 16

299 道路の供用開始 (")..... 16

○ 公安委員会告示

14 警備員指導教育責任者講習の実施 17

○ 警察本部告示

4 一般競争入札による落札者の決定 19

5 〃 20

○ 訓令

*13 和歌山県公文書管理規程の一部を改正する訓令 (総務課) 20

規 則

和歌山県規則第30号

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和元年7月19日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規則

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則(昭和42年和歌山県規則第15号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前												
<p>別表(第11条関係) 費用徴収基準</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>所得割の額の合算額(年額)</th> <th>費用徴収額(月額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>56万4千円以下</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>56万4千円を超える場合</td> <td>略</td> </tr> </tbody> </table> <p>注</p> <p>1 費用徴収額は、入院させた月の属する年度(当該入院させた月が4月から6月までの場合にあつては、前年度)分の負担義務者の地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による市町村民税(同法の規定による特別区民税を含む。以下同じ。)の同法第292条第1項第2号に掲げる所得割(同法第328条の規定によって課する所得割を除く。)(以下この表において「所得割」という。)の額を合算した額を基礎として認定した額とする。</p> <p>2 所得割の額の算定方法は、地方税法に定めるところによるほか、次に定めるところによる。</p> <p>(1) 地方税法等の一部を改正する法律(平成22年法律第4号)第1条の規定による改正前の地方税法第292条第1項第8号に規定する扶養親族(16歳未満の者に限る。以下「扶養親族」という。)及び同法第314条の2第1項第11号に規定する特定扶養親族(19歳未満の者に限る。以下「特定扶養親族」という。)があるときは、同号に規定する額(扶養親族に係るもの及び特定扶養親族に係るもの(扶養親族に係る額に相当するものを除く。))に限る。)に地方税法第314条の3第1項に規定する率を乗じて得た額を控除するものとする。</p>	所得割の額の合算額(年額)	費用徴収額(月額)	56万4千円以下	略	56万4千円を超える場合	略	<p>別表(第11条関係) 費用徴収基準</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>所得税額の合算額(年額)</th> <th>費用徴収額(月額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>147万円以下</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>147万円を超える場合</td> <td>略</td> </tr> </tbody> </table> <p>注</p> <p>1 費用徴収額は、負担義務者の前年分の所得税額(前年分の所得税額が確定していない場合には、前々年分の所得税額。以下同じ。)を合算した額を基礎として認定した額とする。</p>	所得税額の合算額(年額)	費用徴収額(月額)	147万円以下	略	147万円を超える場合	略
所得割の額の合算額(年額)	費用徴収額(月額)												
56万4千円以下	略												
56万4千円を超える場合	略												
所得税額の合算額(年額)	費用徴収額(月額)												
147万円以下	略												
147万円を超える場合	略												

(2) 負担義務者が指定都市（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市をいう。以下同じ。）の区域内に住所を有する者であるときは、これらの者を指定都市以外の市町村の区域内に住所を有する者とみなして、所得割の額を算定するものとする。

(3) 負担義務者が地方税法第292条第1項第11号イ中「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで母となつた女子であつて、現に婚姻をしていないもの」と読み替えた場合において同号イに該当する者又は同項第12号中「妻と死別し、若しくは妻と離婚した後婚姻をしていない者又は妻の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで父となつた男子であつて、現に婚姻をしていないもの」と読み替えた場合において同号に該当する者であるときは、次のア又はイに定めるとおりとする。

ア 地方税法第295条第1項（第2号の規定に係る部分に限る。）の規定により市町村民税が課されないこととなる者である場合は、所得割の額は零とする。

イ アに該当しない者である場合は、地方税法第314条の2第1項第8号に規定する額（同条第3項に該当する者であるときは、同項に規定する額）に同法第314条の3第1項に規定する率を乗じて得た額を控除するものとする。

3・4 略

5 災害等による所得の著しい減少又は支出の著しい増加がある場合には、費用徴収額は、1から3までにより認定した額の全部又は一部を減じた額とすることができる。

2・3 略

4 災害等による所得の著しい減少又は支出の著しい増加がある場合には、費用徴収額は、1及び2により認定した額の全部又は一部を減じた額とすることができる。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の別表の規定は、令和元年6月1日以後の入院の費用徴収額の認定について適用し、同日前の入院の費用徴収額の認定については、なお従前の例による。

3 令和元年6月1日に現に入院している者であつて、新たに費用を徴収されることとなる者に対する費用徴収額の認定に係る費用徴収基準の適用については、改正後の別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

教育委員会規則

和歌山県教育委員会規則第8号

へき地手当及びへき地手当に準ずる手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和元年7月19日

和歌山県教育委員会教育長 宮 崎 泉

へき地手当及びへき地手当に準ずる手当に関する規則の一部を改正する規則

へき地手当及びへき地手当に準ずる手当に関する規則（平成24年和歌山県教育委員会規則第5号）の一

部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後		改正前	
別表第4(第12条関係) へき地学校に準ずる学校		別表第4(第12条関係) へき地学校に準ずる学校	
所属郡市	学校名	所属郡市	学校名
田辺市	略	田辺市	略
日高郡	略	<u>有田郡</u>	<u>栗生小学校</u>
		日高郡	略

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

和歌山県告示第271号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。)第167条の5第1項の規定に基づき、令和元年度遠隔地居住滞納者に対する調査業務委託に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格及びその資格審査の申請方法を次のように定める。

令和元年7月19日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 一般競争入札に付する業務の名称及び契約期間

(1) 業務の名称

令和元年度遠隔地居住滞納者に対する調査業務委託

(2) 契約期間

契約締結日から令和2年3月31日(火)まで

2 一般競争入札に参加する者に必要な資格事項

この一般競争入札に参加することができる者は、令和元年7月19日(金)現在において、次の要件を満たしている者とする。

(1) 自治法令第167条の4第1項各号の規定に該当しない者であること。

(2) 自治法令第167条の4第2項の規定により一般競争入札への参加を排除されている者でないこと。

(3) 和歌山県が行う一般競争入札に関する入札参加資格を停止されていない者であること。

(4) 国税及び県税に未納がない者であること。

(5) 次のア又はイのいずれにも該当しない者であること。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団若しくはその関係者(以下「暴力団等」という。)が経営している者又は暴力団等が経営に実質的に関与している者

イ 暴力団等に対する資金等の供給又は便宜の供与を行っている者

(6) 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき、再生手続開始の申立てがなされている者、会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき、更生手続開始の申立てがなされている者又は破産法(平成16年法律第75号)に基づき、破産手続開始の申立てがなされている者でないこと。

(7) 入札公告の日から過去5年の間に、当該一般競争入札に付する業務と同種の契約実績を有する者であること。

- (8) 債権管理回収業に関する特別措置法（平成10年法律第126号）第3条に規定する法務大臣の許可を受け、かつ、同法第12条ただし書に規定する法務大臣の承認を受けている者であること。
- (9) 探偵業の業務の適正化に関する法律（平成18年法律第60号）第2条第3項に規定する探偵業者であること。
- (10) 全国的な規模で支店又は支社を有する者であること。
- 3 一般競争入札資格審査申請書類及びその配布方法等
- (1) この一般競争入札の参加資格の審査の申請に必要な書類は、次のとおりとする。ただし、資格審査申請時点で現に有効な和歌山県役務の提供等の契約に係る競争入札参加資格決定通知書を交付されている者にあつては、当該通知書の写しを提出することにより、次のイ、ウ、オ、カ（イ）、キ及びクに掲げる申請書類に代えることができる。
- ア 一般競争入札参加資格審査申請書
- イ 登記事項証明書（提出日において発行後3か月を経過していないもの）
- ウ 印鑑証明書（提出日において発行後3か月を経過していないもの）
- エ 使用印鑑届
- オ 直近2年分の財務諸表（貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書の写し）
- カ 次に掲げる税金に未納がないことが確認できる納税証明書（提出日において発行後3か月を経過していないもの）
- （ア）法人税並びに消費税及び地方消費税
- （イ）県内に本店、支店その他の事業所を有する者にあつては、和歌山県が課する税（延滞金等を含む。）全税目
- キ 役員等に関する調書
- ク 委任状（申請者が代理人を選任した場合）
- ケ 誓約書
- コ 2の（7）に規定する契約実績を証する書類の写し及びその業務内容の分かる仕様書等の資料
- サ 2の（8）から（10）までの事実を確認できる書類の写し
- (2) (1) のア、エ、キ、ク及びケに掲げる申請書類の用紙については、県で定めるものとし、和歌山県が示す仕様書及びこれらの用紙は、令和元年7月19日（金）から同年8月5日（月）までの和歌山県の休日（以下「県の休日」という。）を除く日の午前9時から午後5時30分までの間に、5に掲げる場所で配布を行う。
- (3) (1) に掲げる申請書類について質問がある者は、令和元年7月30日（火）午後5時30分までの間に和歌山県総務部総務管理局税務課に対して書面等（ファクシミリ及び電子メールを含む。）により行うものとする。
- 4 一般競争入札資格審査申請書類の受付期間及び受付場所
- (1) 令和元年7月19日（金）から同年8月5日（月）までの県の休日を除く日の午前9時から午後5時30分までの間に、5に掲げる場所で受け付ける。
- (2) 郵送により一般競争入札資格審査申請書類を提出する場合は、書留郵便で令和元年8月5日（月）午後1時まで、和歌山県総務部総務管理局税務課へ必着させること。
- 5 一般競争入札資格審査申請書類の配布の場所
- 和歌山県総務部総務管理局税務課
和歌山市小松原通一丁目1番地
和歌山県庁本館2階
郵便番号 640-8585
電話番号 073-441-2183
ファクシミリ番号 073-423-1192

電子メールアドレス e0105001@pref.wakayama.lg.jp

6 一般競争入札資格審査の結果の通知

一般競争入札資格審査申請者には、一般競争入札参加資格結果通知書を令和元年8月8日（木）までに郵送により送付する。

7 一般競争入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

- (1) 一般競争入札参加資格がないと認められた者は、本県に対し、その理由について説明を求めることができる。
- (2) (1)の説明は、一般競争入札参加資格結果通知書による通知を受けた日の翌日から起算して10日（県の休日を除く。）以内に、書面により求めるものとする。
- (3) (2)の書面は、持参又は書留郵便により提出するものとする。
- (4) 説明を求めた者に対しては、当該書面の提出を受けた日の翌日から起算して3日（県の休日を除く。）以内に書面により回答するものとする。
- (5) (2)の書面の提出先は、5に掲げる場所とする。

和歌山県告示第272号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項の規定による定款変更認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、和歌山県環境生活部県民局県民生活課及び和歌山県NPOサポートセンターに備え置いて、令和元年8月5日まで縦覧に供する。

令和元年7月19日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 申請年月日

令和元年7月4日

2 名称

特定非営利活動法人ころん

3 代表者の氏名

小川麻美

4 主たる事務所の所在地

和歌山県西牟婁郡上富田町岩田356番地の2

5 定款に記載された目的

この法人は、地域の子どもひとりひとりが尊重され主体的な生活が送っていけるような「生きる力」を身につけていくための支援を行い、療育に携わっている専門家を配置し、子どもの理解と個別支援を基盤として質の高いサービスを提供していくことを目的とする。

和歌山県告示第273号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項の規定による定款変更認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、和歌山県環境生活部県民局県民生活課及び和歌山県NPOサポートセンターに備え置いて、令和元年8月5日まで縦覧に供する。

令和元年7月19日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 申請年月日

令和元年7月5日

2 名称

特定非営利活動法人和歌山自立支援センター

3 代表者の氏名

栩原吉教

4 主たる事務所の所在地

和歌山県和歌山市今福二丁目7番21号

5 定款に記載された目的

この法人は、障害があるということだけで、働く能力があるにもかかわらず本人たちに適した訓練を行う場所が少ないために、就労する場所や能力を發揮することができない人たちに対して、就労するための訓練や就労先を確保する事業を行い、障害を持つ人たちの自立と社会参加の支援・地域住民との交流に寄与することを目的とする。

和歌山県告示第274号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、県営ため池等整備事業早津川奥池地区につき土地改良事業計画を定めたので、同条第5項の規定により公告し、当該土地改良事業計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

なお、この土地改良事業計画について不服があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に和歌山県知事に審査請求をすることができる。

また、この土地改良事業計画については、上記の審査請求のほか、この土地改良事業計画が定められたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、和歌山県を被告（和歌山県知事が被告の代表者となる。）として、この土地改良事業計画の取消しの訴えを提起することができる。ただし、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に審査請求をした場合には、この土地改良事業計画の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。

なお、この土地改良事業計画が定められたことを知った日又は当該審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、この土地改良事業計画が定められた日又は当該審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、この土地改良事業計画の取消しの訴えを提起することができなくなる。

令和元年7月19日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書の写し

2 縦覧期間

令和元年7月22日から同年8月19日まで

3 縦覧場所

和歌山県農林水産部農林水産政策局農業農村整備課、日高振興局農林水産振興部農地課及び日高町産業建設課

和歌山県告示第275号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、県営中山間総合整備事業久志・中志賀地区につき土地改良事業計画を定めたので、同条第5項の規定により公告し、当該土地改良事業計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

なお、この土地改良事業計画について不服があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に和歌山県知事に審査請求をすることができる。

また、この土地改良事業計画については、上記の審査請求のほか、この土地改良事業計画が定められたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、和歌山県を被告（和歌山県知事が被告の代表者とな

る。)として、この土地改良事業計画の取消しの訴えを提起することができる。ただし、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に審査請求をした場合には、この土地改良事業計画の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。

なお、この土地改良事業計画が定められたことを知った日又は当該審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、この土地改良事業計画が定められた日又は当該審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、この土地改良事業計画の取消しの訴えを提起することができなくなる。

令和元年7月19日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書の写し

2 縦覧期間

令和元年7月22日から同年8月19日まで

3 縦覧場所

和歌山県農林水産部農林水産政策局農業農村整備課、日高振興局農林水産振興部農地課及び日高町産業建設課

和歌山県告示第276号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和元年7月19日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 日高郡日高川町（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び日高振興局農林水産振興部林務課並びに日高川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第277号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和元年7月19日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 田辺市（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的 水源の^{かん}涵養

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計

画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び西牟婁振興局農林水産振興部林務課並びに田辺市役所に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第278号

漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第108条第5項において準用する同法第105条の2第3項の規定に基づき届出のあった特定第2号漁業者の同意について、同法第108条第2項に規定する要件に適合すると認められるので、同条第5項において準用する同法第105条の2第4項の規定により告示する。

令和元年7月19日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

漁業災害補償法第104条第2号に掲げる漁業

区 域	区 分	加入区の名称
和歌山東漁業協同組合の地区	東牟婁郡串本町出雲又は潮岬に住所又は根拠地を有する者が総トン数10トン未満の動力漁船を使用して行う棒受網漁業を主とする漁業	出雲・上野棒受網
	東牟婁郡串本町田並又は和深に住所又は根拠地を有する者が総トン数10トン未満の動力漁船を使用して行う棒受網漁業を主とする漁業	田並・和深棒受網
	東牟婁郡串本町串本に住所又は根拠地を有する者が総トン数10トン未満の動力漁船を使用して行う棒受網漁業を主とする漁業	串本棒受網
	東牟婁郡串本町須江に住所又は根拠地を有する者が総トン数10トン未満の動力漁船を使用して行う棒受網漁業を主とする漁業	須江棒受網
紀州日高漁業協同組合の地区	日高郡みなべ町埴田に住所又は根拠地を有する者が行う機船船びき網漁業	南部船びき網

和歌山県告示第279号

和歌山県漁業調整規則（平成17年和歌山県規則第67号）第25条第1項の規定により、さんご漁業の許可又は起業の認可をする数の最高限度を1（うち、さんご潜水艇又はさんご網を用いるもの1。その他の方法によるもの0。）と定め、同規則第8条第2項（同規則第21条第3項において準用する場合を含む。）の規定により、漁業の許可又は起業の認可の申請をすべき期間を令和元年7月24日から同年8月6日までと定めたので、同規則第25条第4項及び第8条第3項（同規則第21条第3項において準用する場合を含む。）の規定により告示する。

令和元年7月19日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県告示第280号

和歌山県西牟婁郡すさみ町周参見の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

令和元年7月19日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 調査を行った者の名称

和歌山県西牟婁郡すさみ町

- 2 調査を行った時期
平成26年4月1日から平成28年3月31日まで
- 3 成果の名称
和歌山県西牟婁郡すさみ町周参見の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県西牟婁郡すさみ町周参見の一部地区
- 5 認証年月日
令和元年7月4日

和歌山県告示第281号

和歌山県西牟婁郡すさみ町佐本根倉・佐本平野の各一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

令和元年7月19日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県西牟婁郡すさみ町
- 2 調査を行った時期
平成26年4月1日から平成28年3月31日まで
- 3 成果の名称
和歌山県西牟婁郡すさみ町佐本根倉・佐本平野の各一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県西牟婁郡すさみ町佐本根倉・佐本平野の各一部地区
- 5 認証年月日
令和元年7月4日

和歌山県告示第282号

和歌山県東牟婁郡串本町伊串の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

令和元年7月19日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県東牟婁郡串本町
- 2 調査を行った時期
平成26年4月1日から平成28年3月29日まで
- 3 成果の名称
和歌山県東牟婁郡串本町伊串の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県東牟婁郡串本町伊串の一部地区
- 5 認証年月日
令和元年7月4日

和歌山県告示第283号

和歌山県東牟婁郡串本町田子の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

令和元年7月19日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県東牟婁郡串本町
- 2 調査を行った時期
平成28年4月1日から平成30年10月13日まで
- 3 成果の名称
和歌山県東牟婁郡串本町田子の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県東牟婁郡串本町田子の一部地区
- 5 認証年月日
令和元年7月4日

和歌山県告示第284号

和歌山県東牟婁郡串本町田子の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

令和元年7月19日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県東牟婁郡串本町
- 2 調査を行った時期
平成29年4月1日から平成30年10月13日まで
- 3 成果の名称
和歌山県東牟婁郡串本町田子の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県東牟婁郡串本町田子の一部地区
- 5 認証年月日
令和元年7月4日

和歌山県告示第285号

和歌山県東牟婁郡串本町伊串の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

令和元年7月19日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県東牟婁郡串本町
- 2 調査を行った時期
平成26年12月24日から平成29年3月29日まで
- 3 成果の名称
和歌山県東牟婁郡串本町伊串の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県東牟婁郡串本町伊串の一部地区

5 認証年月日
令和元年7月4日

和歌山県告示第286号

和歌山県東牟婁郡串本町田原・上田原の各一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

令和元年7月19日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県東牟婁郡串本町
- 2 調査を行った時期
平成26年4月1日から平成28年3月24日まで
- 3 成果の名称
和歌山県東牟婁郡串本町田原・上田原の各一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県東牟婁郡串本町田原・上田原の各一部地区
- 5 認証年月日
令和元年7月4日

和歌山県告示第287号

和歌山県東牟婁郡串本町田原の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

令和元年7月19日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県東牟婁郡串本町
- 2 調査を行った時期
平成26年4月1日から平成28年3月28日まで
- 3 成果の名称
和歌山県東牟婁郡串本町田原の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県東牟婁郡串本町田原の一部地区
- 5 認証年月日
令和元年7月4日

和歌山県告示第288号

和歌山県東牟婁郡串本町伊串の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

令和元年7月19日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県東牟婁郡串本町
- 2 調査を行った時期

平成26年4月1日から平成28年3月29日まで

3 成果の名称

和歌山県東牟婁郡串本町伊串の一部地区の地籍図及び地籍簿

4 調査を行った地域

和歌山県東牟婁郡串本町伊串の一部地区

5 認証年月日

令和元年7月4日

和歌山県告示第289号

和歌山県田辺市長野の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

令和元年7月19日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 調査を行った者の名称

和歌山県田辺市

2 調査を行った時期

平成28年4月1日から平成30年3月2日まで

3 成果の名称

和歌山県田辺市長野の一部地区の地籍図及び地籍簿

4 調査を行った地域

和歌山県田辺市長野の一部地区

5 認証年月日

令和元年7月4日

和歌山県告示第290号

和歌山県東牟婁郡北山村大字小松の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

令和元年7月19日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 調査を行った者の名称

和歌山県東牟婁郡北山村

2 調査を行った時期

平成22年6月2日から平成24年3月29日まで

3 成果の名称

和歌山県東牟婁郡北山村大字小松の一部地区の地籍図及び地籍簿

4 調査を行った地域

和歌山県東牟婁郡北山村大字小松の一部地区

5 認証年月日

令和元年7月4日

和歌山県告示第291号

和歌山県東牟婁郡北山村大字小松の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

令和元年7月19日

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県東牟婁郡北山村
- 2 調査を行った時期
平成21年5月1日から平成23年3月29日まで
- 3 成果の名称
和歌山県東牟婁郡北山村大字小松の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県東牟婁郡北山村大字小松の一部地区
- 5 認証年月日
令和元年7月4日

和歌山県告示第292号

和歌山県紀の川市桃山町大原の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

令和元年7月19日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県紀の川市
- 2 調査を行った時期
平成26年4月1日から平成29年2月7日まで
- 3 成果の名称
和歌山県紀の川市桃山町大原の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県紀の川市桃山町大原の一部地区
- 5 認証年月日
令和元年7月4日

和歌山県告示第293号

和歌山県紀の川市北志野の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

令和元年7月19日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県紀の川市
- 2 調査を行った時期
平成25年4月1日から平成27年10月29日まで
- 3 成果の名称
和歌山県紀の川市北志野の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県紀の川市北志野の一部地区
- 5 認証年月日
令和元年7月4日

和歌山県告示第294号

和歌山県紀の川市北勢田の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

令和元年7月19日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県紀の川市
- 2 調査を行った時期
平成26年4月1日から平成29年2月16日まで
- 3 成果の名称
和歌山県紀の川市北勢田の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県紀の川市北勢田の一部地区
- 5 認証年月日
令和元年7月4日

和歌山県告示第295号

和歌山県和歌山市加太・深山の各一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

令和元年7月19日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県和歌山市
- 2 調査を行った時期
平成28年4月1日から平成30年3月15日まで
- 3 成果の名称
和歌山県和歌山市加太・深山の各一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県和歌山市加太・深山の各一部地区
- 5 認証年月日
令和元年7月4日

和歌山県告示第296号

和歌山県和歌山市大谷の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

令和元年7月19日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県和歌山市
- 2 調査を行った時期
平成28年12月23日から平成30年3月5日まで
- 3 成果の名称
和歌山県和歌山市大谷の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域

和歌山県和歌山市大谷の一部地区

5 認証年月日

令和元年7月4日

和歌山県告示第297号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和元年7月19日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 道路の種類 県道

2 路線名 太地新宮自転車道線

区 間	新旧の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル	備 考
東牟婁郡那智勝浦町大字二河字高洲1602番8地内	旧	5.40 } 13.60	42.90	
同上	新	5.40 } 18.10	42.90	

和歌山県告示第298号

道路法（昭和27年法律第180号）第48条の13第2項の規定に基づき、自転車歩行者専用道路を次のように指定するので、同条第5項の規定に基づき、告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和元年7月19日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 道路の種類 県道

2 路線名 太地新宮自転車道線

3 指定する道路の部分

区 間	敷地の幅員 メートル	延長 メートル	備 考
東牟婁郡那智勝浦町大字二河字大浦1604番2地先から同町大字二河字高洲1600番12地先まで	3.90 } 20.30	744.30	

4 指定する期日 令和元年7月19日

和歌山県告示第299号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和元年7月19日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

道路の種類 県道

路線名 太地新宮自転車道線

供用開始の区間 東牟婁郡那智勝浦町大字二河字大浦1604番2地先から同町大字二河字高洲1600番12地先まで

供用開始の期日 令和元年7月19日

公安委員会告示

和歌山県公安委員会告示第14号

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習（以下「講習」という。）を次のとおり実施する。

令和元年7月19日

和歌山県公安委員会委員長 溝 端 莊 悟

1 講習に係る警備業務の区分、実施期日、実施場所及び定員

講習区分	講習期間	場 所	定員
法第2条第1項第2号の業務（以下「2号警備業務」という。）に係る講習で、2の（1）に掲げる者を対象とするもの（以下「新規取得講習（2号）」という。）	令和元年9月5日（木）から同月13日（金）までの土曜日及び日曜日を除く7日間	和歌山市小松原通一丁目1番地 和歌山県民文化会館 501会議室 (合同実施)	30名
2号警備業務に係る講習で、2の（2）に掲げる者を対象とするもの（以下「追加取得講習（2号）」という。）	令和元年9月10日（火）から同月13日（金）までの4日間		

2 講習の対象者

(1) 新規取得講習（2号）

法第22条第2項に規定する警備員指導教育責任者資格者証又は警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第2号）第7条に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書（以下「指導教育責任者資格者証等」という。）の交付を受けていない者であって、受講申込書等提出時において、次のいずれかに該当するもの

ア 最近5年間に2号警備業務の区分に係る警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者

イ 警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第4条に規定する1級の検定（2号警備業務の区分に係るものに限る。）に係る法第23条第4項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者

ウ 検定規則第4条に規定する2級の検定（2号警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上2号警備業務の区分に係る警備業務に従事しているもの

エ 検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。）第1条第2項に規定する1級の検定（2号警備業務の区分に係るものに限る。）に合格した者

オ 旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定（2号警備業務の区分に係るものに限る。）に合格した警備員であって、当該検定に合格した後、継続して1年以上2号警備業務の区分に係る警備業務に従事しているもの

(2) 追加取得講習（2号）

2号警備業務の区分以外の指導教育責任者資格者証等の交付を受けている者であって、受講申込書等

提出時において、次のいずれかに該当するもの

- ア 最近5年間に2号警備業務の区分に係る警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者
- イ 検定規則第4条に規定する1級の検定（2号警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証明書の交付を受けている者
- ウ 検定規則第4条に規定する2級の検定（2号警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上2号警備業務の区分に係る警備業務に従事しているもの
- エ 旧検定規則第1条第2項に規定する1級の検定（2号警備業務の区分に係るものに限る。）に合格した者
- オ 旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定（2号警備業務の区分に係るものに限る。）に合格した警備員であって、当該検定に合格した後、継続して1年以上2号警備業務の区分に係る警備業務に従事しているもの

3 受講を希望する者の手続

(1) 受付期間

令和元年8月5日（月）から同月7日（水）までの間（各日とも午前9時から午後5時までの間）

(2) 申込受付

受講を希望する者は、(1)の受付期間内に、4及び5の必要書類等を和歌山県内の警察署に提出すること。

なお、郵送による提出は、受け付けない。

4 申込時の必要書類

(1) 新規取得講習（2号）の受講希望者

ア 警備員指導教育責任者講習受講申込書 1通

顔写真（6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルのもの）を貼付すること。

イ 2の（1）に掲げる要件に該当する者であることを証明する次に掲げる書類

(ア) 2の（1）のイに該当する者

2号警備業務の区分に係る警備業務に従事していたことを証明する警備業者等の作成に係る証明書（以下「2号警備業務従事証明書」という。）及び履歴書 各1通

(イ) 2の（1）のウに該当する者

検定規則第4条に規定する1級の検定（2号警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証明書の写し 1通

(ウ) 2の（1）のオに該当する者

検定規則第4条に規定する2級の検定（2号警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証明書の写し及び2号警備業務従事証明書 各1通

(エ) 2の（1）のオに該当する者

旧検定規則第1条第2項に規定する1級の検定（2号警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証の写し 1通

(オ) 2の（1）のオに該当する者

旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定（2号警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証の写し及び2号警備業務従事証明書 各1通

(2) 追加取得講習（2号）の受講希望者

ア 警備員指導教育責任者講習受講申込書 1通

顔写真（6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルのもの）を貼付すること。

イ 2号警備業務の区分以外の警備業務の区分に係る指導教育責任者資格者証等の写し 1通

ウ 2の(2)に掲げる要件に該当する者であることを証明する次に掲げる書類

(ア) 2の(2)のイに該当する者

2号警備業務従事証明書及び履歴書 各1通

(イ) 2の(2)のウに該当する者

検定規則第4条に規定する1級の検定（2号警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証明書の写し 1通

(ウ) 2の(2)のオに該当する者

検定規則第4条に規定する2級の検定（2号警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証明書の写し及び2号警備業務従事証明書 各1通

(エ) 2の(2)のイに該当する者

旧検定規則第1条第2項に規定する1級の検定（2号警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証の写し 1通

(オ) 2の(2)のウに該当する者

旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定（2号警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証の写し及び2号警備業務従事証明書 各1通

- (3) (1) 及び (2) に掲げる書面のうち警備業務従事証明書については、警備業者が既に廃業しているなど、警備業務従事証明書を提出できないことについてやむを得ない事情がある場合には、当該事情を疎明した上で2の(1)のイ、ウ若しくはオ又は2の(2)のイ、ウ若しくはオに該当することを誓約する書面及び履歴書を当該警備業務従事証明書に代えて提出することができる。この場合において、2の(1)のイに該当する者にあつては(1)のウの(イ)に掲げる履歴書の提出を、2の(2)のイに該当する者にあつては(2)のウの(イ)に掲げる履歴書の提出を省略することができる。

5 手数料

手数料は、申込時に和歌山県証紙により納付すること。

- (1) 新規取得講習（2号）38,000円
(2) 追加取得講習（2号）14,000円

6 講習修了証明書の交付等

- (1) 各講習の最終日に、受講者に対して修了考査を実施する。
(2) 講習課程を修了し、修了考査に合格した者に警備員指導教育責任者講習修了証明書を交付する。

7 講習業務の委託

講習は、一般社団法人和歌山県警備業協会（所在地 和歌山市西汀丁36番地）に委託して実施する。

8 問合せ先

和歌山県警察本部生活安全部生活安全企画課銃砲・営業等許可係

電話番号 073-423-0110（内線3054・3055）

警察本部告示

和歌山県警察本部告示第4号

IPR形移動用無線機購入について、一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び和歌山県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年和歌山県規則第107号）第10条の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和元年7月19日

和歌山県警察本部長 檜 垣 重 臣

- 1 落札に係る調達物品の名称及び数量

- IPR形移動用無線機（IPR-ML・車載仕様） 73式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
和歌山県警察本部警務部会計課
和歌山市小松原通一丁目1番地1
 - 3 落札者を決定した日
令和元年6月5日
 - 4 落札者の氏名及び住所
三菱電機株式会社関西支社
大阪府大阪市北区大深町4番20号
 - 5 落札金額
54,644,150円（うち消費税及び地方消費税の額4,967,650円）
 - 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
 - 7 特例政令第6条の公告を行った日
平成31年4月9日

和歌山県警察本部告示第5号

IPR形受令機購入について、一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び和歌山県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年和歌山県規則第107号）第10条の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和元年7月19日

和歌山県警察本部長 檜 垣 重 臣

- 1 落札に係る調達物品の名称及び数量
IPR形受令機（IPR-WR） 215式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
和歌山県警察本部警務部会計課
和歌山市小松原通一丁目1番地1
- 3 落札者を決定した日
令和元年6月5日
- 4 落札者の氏名及び住所
アイコム株式会社
大阪府大阪市平野区加美鞍作一丁目6番19号
- 5 落札金額
40,678,000円（うち消費税及び地方消費税の額3,698,000円）
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 特例政令第6条の公告を行った日
平成31年4月9日

訓 令

和歌山県訓令第13号

庁中一般
各地方機関

和歌山県公文書管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和元年7月19日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県公文書管理規程の一部を改正する訓令

和歌山県公文書管理規程（平成13年和歌山県訓令第12号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前																		
別表第1（第15条、第57条関係） 1・2 略 3 地方機関 (1) 略 (2) 内部組織に記号を付与されていない地方機関 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">地方機関名</td> <td style="width: 20%;">記号</td> </tr> <tr> <td colspan="2">略</td> </tr> <tr> <td>鳥獣保護センター</td> <td>鳥獣</td> </tr> <tr> <td>南紀熊野ジオパークセンター</td> <td>和南ジ</td> </tr> <tr> <td colspan="2">略</td> </tr> </table>	地方機関名	記号	略		鳥獣保護センター	鳥獣	南紀熊野ジオパークセンター	和南ジ	略		別表第1（第15条、第57条関係） 1・2 略 3 地方機関 (1) 略 (2) 内部組織に記号を付与されていない地方機関 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">地方機関名</td> <td style="width: 20%;">記号</td> </tr> <tr> <td colspan="2">略</td> </tr> <tr> <td>鳥獣保護センター</td> <td>鳥獣</td> </tr> <tr> <td colspan="2">略</td> </tr> </table>	地方機関名	記号	略		鳥獣保護センター	鳥獣	略	
地方機関名	記号																		
略																			
鳥獣保護センター	鳥獣																		
南紀熊野ジオパークセンター	和南ジ																		
略																			
地方機関名	記号																		
略																			
鳥獣保護センター	鳥獣																		
略																			

附 則

この訓令は、令和元年7月27日から施行する。